

広島県告示第百十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について、同意があつたものと認めた。

平成二十五年二月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区 域	区 分
千年小型合併底びき型加入区（千年区域）	主として小型機船底びき網を営む小型合併漁業
千年一般底びき網・小型定置加入区（千年区域）	小型機船底びき網と小型定置を併せて営む漁業